

災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：福岡県					
災害等の種類： 坑内・火災	発生日時： 令和3年1月14日（木） 9時50分頃	罹災者数	死	重	軽	計
						0
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数）：該当なし						
罹災程度：該当なし						
【概要】 8時30分頃より、坑内の鋼柵設置部の補強工事を、元請業者及び一次下請業者の作業員7名で開始した。本補強工事は、地山にモルタル吹付とロックボルトを施工して補強する工法のため、まず間詰め材（発泡スチロール及び木材（地山と支保鋼間の隙間充填材））、鋼矢板（転石受板）の順に取り外し作業を行うこととした。 一次下請業者の作業員1名がドリルジャンボのゴンドラを使用して間詰め材を撤去後、鋼矢板をドリルジャンボのロッドを使用して取り外そうとしたが、鋼矢板と鋼柵が溶接で強固に取り付けられていたため、当該鋼矢板の根元部分からガス切断で取り外す方法に変更した。 一次下請業者の作業員1名がドリルジャンボのゴンドラを使用して鋼矢板のガス切断作業を実施していたところ、9時50分頃、溶断作業中の箇所から約50cm奥側の未撤去の間詰め材に引火した。 直ちに、消火器2本を使用して消火し（残火等を考慮して念のため更に3本の消火器を使用）鎮火したが、間詰め材の発泡スチロール等3枚程（推測）を焼失した。 なお、今回の火災においては、元請業者の現場職員は、鉱山のルールとは異なり、鎮火後に鉱山担当者ではなく元請業者の作業所長に火災発生の連絡を行った。						
【原因】 ○ 現場の危険予知が不十分であり、作業員の判断で可燃物の近くでガス切断を実施した。 ○ 作業方法を変更する際、一次下請業者の作業員は、元請業者の作業責任者等へ相談等を行わず、現場の判断でガス切断に切り替え施工した。また、元請業者の作業責任者も可燃物がある程度除去されていると判断し、溶断作業に対し、特段の指示はしなかった。 ○ 鉱山側は、今回の火気使用を含む具体的な作業内容を事前に把握しておらず、また、作業方法の変更についても事前に把握していなかった。 ○ 非鉱山労働者である元請業者、一次下請業者の作業員に対して、鉱山のルールに関する保安教育が不足していた。 ○ 鉱山のルールでは、坑内火災が発生した際、退避の判断も必要となるため、発生直後において、発見者は、鉱山担当者へ連絡することとなっていたが、今回、現地の元請業者の現場職員は、鎮火後、請負の長である同社の作業所長に連絡しており、鉱山のルールとは異なる対応であった。						
【対策】 ○ 作業方法等が変更となる場合、上席者へ報連相等を行い、双方で実施方法を協議して行うことを周知。						

- 臨時に火気使用が見込まれる場合は、火気使用を申告して許可を得てから作業する方式とし、保安指示書に火気使用の項目を追加し、鉱山側も事前に火気使用作業を把握できるよう見直し。
- なお、火気使用許可については、防火対策を明記させ、坑内消火退避訓練及びガス切断等火気使用に関する手順教育受講等を条件に許可証を発行する制度に変更。
- 保安規程における火気の取扱いの条文及び手順書を見直し、火気使用を申告制とし、再教育。
- 作業内容変更となる場合、作業者、鉱山担当者で協議し対応できるよう保安指示書を見直し、周知。
- 坑内火災発生時の鉱山のルールの再周知として、消火退避訓練手順の再教育を実施。

【参考情報等】

○火災を防止するため、火気を使用する時は、消火器、消火用砂その他の消火設備を準備し、天候等を考慮して実施して下さい。

○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおり。

<鉱山保安法令>

◇鉱山保安法

第5条 鉱業権者は、次に掲げる事項について、経済産業省令の定めるところにより、鉱山における人に対する危害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

一 落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災

第6条 鉱業権者は、経済産業省令の定めるところにより、落盤、崩壊、出水、ガスの突出、ガス又は炭じんの爆発、自然発火及び坑内火災から鉱物資源を保護するため必要な措置を講じなければならない。

◇鉱山保安法施行規則

第8条 法第5条第1項及び第6条の規定に基づき、坑内火災について鉱業権者が講ずべき措置は、次に掲げるものとする。

一 火気使用禁止区域の設定、可燃性物質の管理その他の坑内火災を防止するための措置を講ずること。

二 火災発生を感知する装置又は消火設備の設置、施設の防火又は耐火構造化その他の坑内火災による被害範囲の拡大を防止するための措置を講ずること。

三 坑内火災を認めたときは、消火作業の実施、鉱山労働者の退避その他の坑内火災による被害を防止するための措置を講ずること。

◇鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令

第3条第4号「火災を防止するため、消火栓、消火器、消火用砂その他の消火設備が適切に設けられていること。」

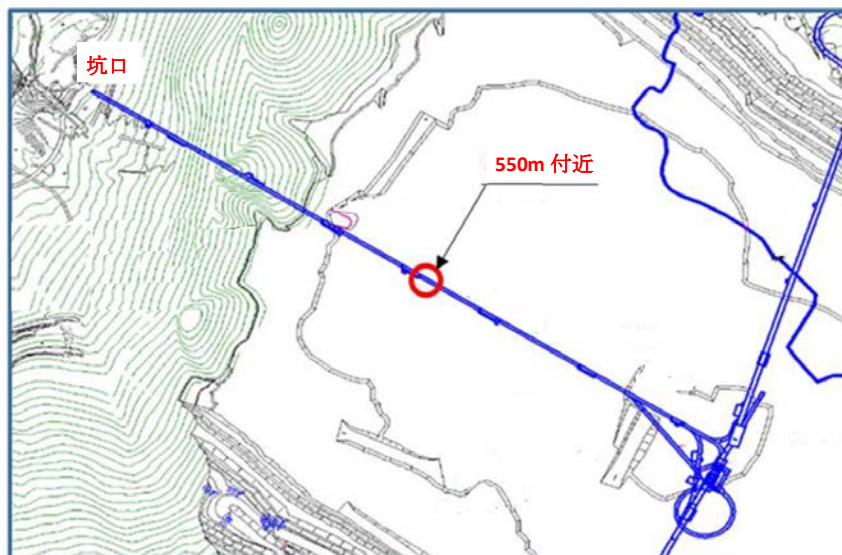
◇鉱業権者が講ずべき措置事例

第6章 坑内火災の防止（第8条関係）

【お問い合わせ先】

九州産業保安監督部 鉱山保安課 杉本、菊田

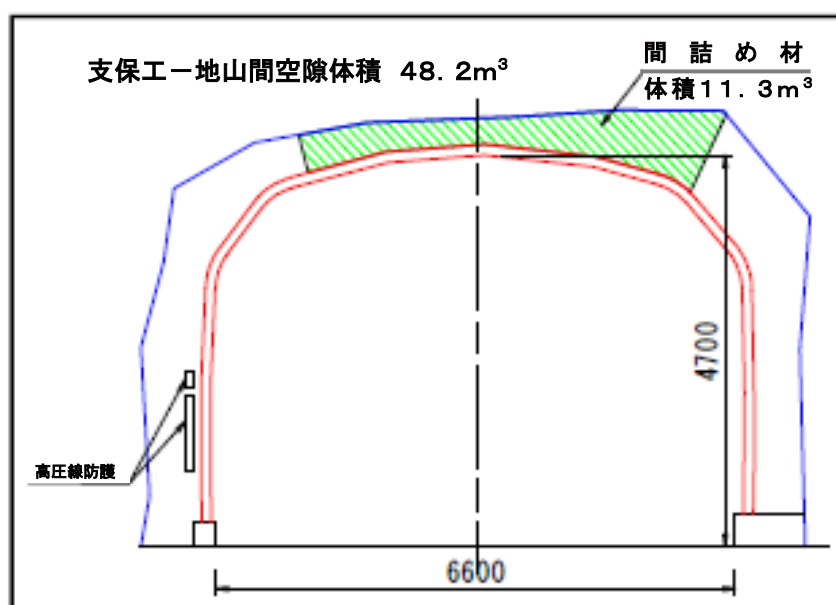
電話番号：092-482-5931



火災発生箇所（坑口から 550m 付近）



火災発生箇所の状況



火災発生箇所断面図